

江差町障がい福祉制度の手引



この手引は、障がいがある方に関する福祉制度の主な内容を、簡易にまとめて紹介したものです。

制度のすべてを説明したものではなく、また内容が変更される場合があります。

制度を利用される場合には、事前に各制度担当窓口（関係機関）等にお確かめください。

江 差 町

令和3年9月

【 目 次 】

■手帳制度・障がい者相談員について P 1

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 障がい者相談員（地域相談員）

■障がい福祉サービス内容等について P 5

- 受けられる福祉サービス等
- 障がい福祉サービスについて
- 介護給付・訓練等給付
- 給付を受けるための手続
- 利用者負担額
- 地域生活支援事業
 - （１）相談支援事業
 - （２）意思疎通支援事業
 - （３）成年後見制度利用支援事業
 - （４）日常生活用具給付事業
 - （５）移動支援事業
 - （６）地域活動支援センター事業
 - （７）日中一時支援事業
- 補装具の交付・修理
- 日常生活用具の給付
- 難病患者の補装具、日常生活用具の給付について

■医療費制度について P 20

- 重度心身障害者医療費助成制度
- 後期高齢者医療制度による医療給付
- 自立支援医療（更生医療）
- 自立支援医療（育成医療）
- 自立支援医療（精神通院医療）
- 自立支援医療の自己負担上限額について

■税金等の優遇措置について P 26

- 所得税・住民税の障がい者控除
- 自動車税・環境性能割・軽自動車税の減免
- 相続税・贈与税の優遇措置

○交通機関の助成制度等について

- (1) JR旅客運賃割引制度
- (2) 航空運賃割引
- (3) バス運賃割引
- (4) タクシー運賃割引

○その他の制度について

- (1) 有料道路料金割引
- (2) 駐車禁止除外指定車標章
- (3) 携帯電話の障がい者割引
- (4) NHK放送受信料免除の減免
- (5) 江差町福祉タクシー利用助成
- (6) 江差町高齢者等外出支援サービス
- (7) 江差町交通費助成

○各種手当について

○権利擁護について

- (1) 成年後見制度
- (2) 成年後見支援センター
- (3) 日常生活自立支援事業
- (4) 選挙における郵便による不在者投票

本手引においては、文字の印象に配慮するため、法令や制度の名称及びそれらの中で特定のものをさす用語等を除き、可能な限り「害」を「がい」と表記することとしており、表現が混在しております。

